

第99回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年7月18日(木) 午前10時00分
- 2 開会の日時 令和元年7月18日(木) 午前 9時43分
- 3 閉会の日時 令和元年7月18日(木) 午前10時33分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	欠
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局	担当局長	森本 章男	参事	畑 太志
	参事監	箕浦 勝宏	参事監	真田 明彦
	農地担当課長	佐藤 孝司	担当課長補佐	竹田 了久
	係長	百本 博次	副主査	橋本 聡実
	主任	花房 弘治		

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

(7) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について（平成31年2月締分）

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) その他

9 議事録署名委員の氏名

6番 串田 修 7番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第99回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。6番 串田 修 委員，7番 今東 徳雄 委員
をお願いします。

それでは、議案の審議の前に議案の訂正等がありますか。

橋本副主査 議案の訂正ですが、「第99回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案申請等(3)4ページ4番の農地の所在に既存宅地を、面積に866.05を追加してください。次に申請等(4)6ページ1番の承継者職業に(会)，当初計画者職業に(会)を追加してください。最後に申請等(6)9ページ7番の地区名を瀬戸から東区に訂正してください。

訂正は以上です。

なお、6月に許可の議決のあった東区西大寺門前の農地法第4条の規定に基づく農地改良の許可申請については、6月28日の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたので許可指令書を交付しています。

以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 1ページ1番，増反による所有権移転です。受人は現在，約1.1ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係を見ても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約48アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係を見ても問題ないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番, 転用残地農地の取得による所有権移転です。受人は現在, 約1.8ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係を見ても問題ないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を近藤協議会長さん, ご報告願います。

近藤推進委員 1番から3番について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました, 委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 1ページ4番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約1.7ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 借入地の取得による所有権移転です。受人は現在, 約96アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

6番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約5.3ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

7番, 8番は受人が同一のため同時に説明します。

いずれも新規農によるもので, 7番は所有権移転, 8番は10年間の使用貸借権設定です。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番, 借入地の取得による所有権移転です。受人は現在, 約35アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

10番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約41アール耕作しており, 非

耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。
岡崎推進委員 4番から10番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 それでは、申請等(1)は1番から10番の10件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。
議長 それでは、申請等(1)は10件を許可と決定します。
議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 3ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農家住宅(離れ)及び農業用倉庫です。なお、5条4番と同時申請になっており、5条申請分は後ほど審議します。

申請人は現在、申請地隣接の農家住宅へ息子夫婦と養子の計4人で生活していますが、養子の結婚に伴い同居人数が増え手狭となることから、養子夫婦と共に、今後生活するため、既存宅地に隣接する申請地に5条4番の養子と共に農家住宅(離れ)を建築しようとするものです。

また、申請地には、既存の農業用倉庫が建てられていますが、農地法第4条許可が未申請であり、是正を行うため、併せて申請を行うものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。

申請人宅は、昔の家で段差も多く高齢のため生活しづらくなった他老朽化により建替も検討したが、敷地が借地のため建替が困難であるため、自身の所有する既存宅地の一部を含め、申請地に農家住宅に建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん、ご報告願います。
近藤推進委員 1番から2番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員
議 長
全 員
議 長

ありません。

それでは、申請等（２）は１番から２番の２件を許可と決定してよろしいか。
よろしい。

それでは、申請等（２）は２件を許可と決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。
事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任

４ページ１番、令和元年５月３０日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中井三丁目の官舎にて妻と子２人の４人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い手狭となったため、妻の実家から近く、両親と相互に協力しやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、３番は同じ地域ですので、同時に説明します。

令和元年５月３０日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的はいずれも自己専用住宅で所有権を移転します。

２番、受人は現在、中井一丁目の借家にて夫婦で生活していますが、家財道具が増加したことに伴い手狭となったため、現居所からも近く、生活環境が変わらない他、妻の勤務地からも近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

３番、受人は現在、下の借家にて妻、子１人の３人で生活していますが、家財道具が増加したことに伴い手狭となったため、夫婦の勤務先からも近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は農家住宅（離れ）及び農業用倉庫で、使用貸借権を養子である に設定します。転用目的は、４条１番と同じのため、説明は割愛させていただきます。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

５番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、山崎の借家にて夫婦で生活していますが、家財道具が増加したことに伴い手狭となったため、現在の居住地から近く、生活環境が大きく変わらないことや、妻の勤務地からも近く通勤に便利である申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準

上も問題ないと考えます。

6番、7番は同じ地域ですので、同時に説明します。

令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的はいずれも自己専用住宅で所有権を移転します。

6番、受人は現在、高島新屋敷の妻の実家にて妻と子供3人と妻の母の6人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い手狭となったため、現在の居住地から近く、生活環境が大きく変わらないことや、妻の母に子供の面倒を看てもらえる等相互に協力がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。また、現居所は、妻の母が今後も生活していくとのこと。

7番、受人は現在、国府市場の借家にて夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い手狭となったため、現居所から近く生活環境が大きく変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、湊の借家にて妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加した事に伴い手狭となったため、妻の実家からも近く、夫の通勤にも便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、申請地は農地の広がりがおおむね10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。

受人は現在、北区津島東にて保育園の運営を行う社会福祉法人であり、法人が申請地隣接で経営する保育園利用者の駐車場として今後も利用するため、所有権移転を行い、永久転用の許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から9番の9件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

5 ページ 10 番, 申請地は農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は認知症対応型老人共同生活援助事業施設で所有権を移転します。

受人は現在, 申請地北側で老人デイサービス・ケアサービス施設を運営していますが, 建物が老朽化したため, 敷地に隣接し入居者が住み慣れた地域で引き続きサービスの提供を受けられる申請地に認知症対応型老人共同生活援助事業施設を建築しようとするものです。建築後は, 老朽化した建物は取り壊し露天駐車場として使用しません。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

11 番, 申請地は農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在, 中区西川原の借家に家族 4 人で居住していますが, 子どもの物が増え手狭となったため, 実家の隣接地で行き来しやすく, 子どもの面倒や農業の手伝いに便利な母親所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

12 番, 申請地は農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在, 南区東睦の借家に夫婦 2 人で居住していますが, 将来農業に従事する必要があるため, 実家に近く, 親の世話をしやすい父親所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

13 番, 令和元年 5 月 30 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在, 申請地の西側でくまの子保育園を経営していますが, 送迎時の保護者用駐車場が不足しているため, 保育園にも近く既存駐車場の隣接地である申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

14 番, 平成 29 年 11 月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 1

0ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は農家住宅および農業用倉庫で所有権を移転します。

受人は現在、東区瀬戸町菊山の両親の家に家族4人同居していますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、実家が近く、農業を一緒に行うことができる申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

また、申請地には、既存の農業用倉庫が建てられていますが、農地法第5条許可が未申請であり、是正を行うため、併せて申請を行うものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅及び農業用施設に該当し、祖父および父親の土地でほかに代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。
岡崎推進委員 10番から14番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 ありません。
議 長 それでは、申請等(3)は、1番から14番までの14件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。
議 長 それでは、申請等(3)は14件全件を許可と決定します。
次に申請等(4)、転用事業計画変更承認申請についてを審議します。
事務局から説明をお願いします。

花房主任 申請等(4)転用事業計画変更承認申請について説明します。
6ページ1番、申請地は農地の広がりがおおむね10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

当初計画者は、平成31年1月に自己専用住宅建築のため、転用許可を受けたが、昨年の西日本豪雨の被災状況を見て、転用事業の実施に対しての恐怖感から転用事業を取り止めたものであり、承継者が引き続き行うものです。承継者は、藤崎の借家に妻と、子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加した事に伴い手狭となったため、現在と生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅として、引き続き転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん、報告願います。
近藤推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 ありません。

- 議長 それでは、申請等（４）は１件を承認と決定します。
次に申請等（５）、岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を審議します。
事務局から説明をお願いします。
- 橋本副主査 申請等（５）の所有権の移転については、７ページ１番、２番の２件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。１番が農地の所有者から財団への所有権移転、２番が財団から耕作者への所有権移転です。
- 以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では承認意見となっています。
- 以上です。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは申請等（５）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。
- 次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。
- 花房主任 ８ページ１番から９ページ７番までの７件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてありません。
- 中区及び東区協議会ではすべて受理意見となっています。
- 以上です。
- 議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、７件を受理と決定します。
- 次に申請等（７）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。
- 橋本副主査 別紙第１号議案申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見についてをご覧下さい。平成３１年２月取りまとめ分の中区案件は、４２番を除く２６番から４５番までの１９件、東区分は岡山地域が４６番から５１番までの６件、瀬戸地域が２件です。４月協議会で資料をお配りし、調査の結果等を農業委員さん及び推進委員さんよりいただき、事務局において農林水産課と協議を行いました。その結果中区分で１９件、東区分で岡山地域が６件、瀬戸地域が２件の２７件の変更申出を認める内容で農林水産課より最終の意見照会がありましたので、その旨各地区協議会で審議した結果、変更計画案は適当であるとの意見となりました。
- 以上です。
- 議長 以上の説明について、何かご意見ご質問がありますか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは申請等（７）農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、市の変

更計画案は適当であるとの意見とします。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房主任

報告（１）４条届については、１０ページ１番から４番の４件です。転用目的は露天駐車場３件、共同住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１１ページ１番から１２ページ１３番の１３件です。転用目的は分譲住宅地８件、露天駐車場が３件、集合住宅が１件、共同住宅が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１３ページ１番から１４ページ１１番までの１１件です。解約理由は、耕作目的が９件、転用目的が２件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１５ページ１番の１件です。内容は、農業用通路１件です。

報告（５）農地改良届については、１６ページ１番、２番の２件です。内容は１番が果樹園、温室で２番が普通野菜畑です。

以上です。

議長

これらの報告について、ご質問はありますか。

全員

ありません。

議長

何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について、を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

（１）その他についてです。順次ご説明します。まず、令和元年度の農地利用状況調査の実施についてです。すでに、日程調整等をさせていただいているところです。委員の皆様には、ご多忙中、また、暑い時期の屋外での調査になりますがよろしく願いいたします。

次に、令和元年度の人・農地プラン会議の開催についてです。資料１ページに、プランのエリア、会議の日時場所を掲げております。関係の委員には、区役所農林水産振興課等から別途ご案内をさせていただくこととなっております。また、新たな農業次世代人材投資資金交付予定者がある場合、事前に代表者会議が開催される予定となっておりますので、これにつきましても、関係の委員には別途ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、農業委員会だよりについてです。今回で第９０号となります。掲載内容につきましては、編集会議で検討いただき、資料２ページのとおりで、対象の約１万８千世帯に７月３１日までにお送りするよう準備を進めております。

以上です。よろしくお願いします。

岸本職務代理者

それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お

忙しいところ，第二農業委員会総会にご出席いただき，慎重審議ありがとうございました。
これをもちまして，閉会といたします。

閉会 午前10時33分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員